

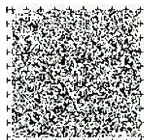
障害者差別解消条例が変わりました!

令和6年4月1日から

# 合理的配慮の提供を義務化 します!

## 改正後

	行政機関等	事業者		行政機関等	事業者
<b>不当な差別的 取扱い</b>	禁止	禁止	<b>合理的配慮 の提供</b>	義務	努力義務 ⇒ 義務



# 事業者の皆さん！障害のある人への合理的配慮を行いましょう！



令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供を義務化しました。障害のある人もない人も互いに認め合いながら共に生きる社会の実現に向け事業者の皆さまもご協力をよろしく申し上げます。



## 不当な差別的取扱い

### 禁止

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害や障害に関連することを理由としてサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするようなことです。これらのことは禁止されています。

### 具体的に禁止されていることは？



**例1** 車いすを使用していることを理由に入店を拒否する。



**例2** 身体障害者補助犬(盲導犬など)の同伴を理由に乗車を拒否する。



**例3** 「障害者向け物件はない」と言って対応しない。

## 合理的配慮の提供

### 義務

障害のある人から配慮を求められた場合に過度な負担でない範囲で、合理的配慮を提供しなければなりません。(令和6年4月1日から事業者も義務)

### 合理的配慮の具体例



**例1** 視覚障害のある人から相談がありました。

*Question*  
ほしい商品の売り場が分からないのですが…。

お求めの商品の売り場までご案内しますね

*Answer*

相談内容についてどのような配慮ができるか検討し提案します。

**例2** 飲食店にて車いす利用者の人から「車いすのまま食事をしたいので椅子を片付けてください」という相談がありました。

*Question*

*Answer*

椅子を1つ片づけて車いすのまま着席できるスペースを確保しました。



まずは、相談内容を具体的に聞いて何ができるかを考えましょう。対応が難しい場合には、代替手段がないか障害のある人とよく話し合ってください。

**お互いのことを理解した上で対話をしながら合意形成を進めていくことが何より大切です。**

